

持続可能な園芸農業支援事業概要書

新型コロナウイルス感染症拡大による販売額の減少に加え、燃料費及び農薬、肥料、農業生産資材価格等の高騰により、厳しい経営状況に置かれている園芸農業を営む農業者に対し、営農継続に向けて燃料費、農薬、肥料、農業資材の購入を助成します。

1 対象者

市内に住所を置き、対象作物を販売目的に10a以上栽培している農業者または法人

2 対象作物

果樹・野菜・花き

3 助成内容

燃料費や農薬、肥料などの生産資材の高騰の影響を受けている果樹、野菜、花きを栽培する農業者（10a以上）を支援するもので、対象経費（肥料費、農業薬剤費、動力光熱費、諸材料費）に係る上昇分の20%を助成します。

米作などの対象作物以外の農業収入がある場合、補助金額は農業収入全体に占める対象作物の収入の割合を乗じた額となります。

補助金額は、令和2年分収支内訳書又は収支決算書により計算します。

①対象作物(果樹・野菜・花き)の収入額
②農業収入の全体額
③対象経費(肥料費、農業薬剤費、動力光熱費、諸材料費)の合計額
④高騰割合 20%×支援割合 1/5 以内

補助金額 = ③ × ④ × (① / ②)

対象経費を100とした場合の補助金額
農業収入 = 果樹販売収入のみの場合

20% 上昇分 20
R2 対象経費 100

1/5以内 補助金額 4

4 申請方法

(1) 申請期間

7月15日(金)～8月19日(金) 9時～17時

(2) 申請窓口

南陽市役所2F 農林課果樹6次化推進係

(3) 申請書類

- ・令和4年度南陽市持続可能な園芸農業支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
 - ・令和2年確定申告書の収支内訳書又は収支決算書の写し
 - ・令和4年度南陽市持続可能な園芸農業支援事業費補助金交付請求書(様式第2号)
 - ・振込先口座通帳の写し
- ※印鑑をご持参ください。

(4) 問合せ先

農林課果樹6次化推進係 電話 0238-40-0904 FAX 0238-40-3422